

西尾市給食センター調理等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月
西尾市教育委員会
西尾市子ども部

目 次

1	実施要領の目的	・ ・ ・ ・ ・	1
2	委託内容	・ ・ ・ ・ ・	1
3	参加資格要件	・ ・ ・ ・ ・	2
4	スケジュール（予定）	・ ・ ・ ・ ・	3
5	実施要領等に関する質問書の提出	・ ・ ・ ・ ・	4
6	施設見学（希望する事業者のみ）	・ ・ ・ ・ ・	4
7	提出書類等	・ ・ ・ ・ ・	5
8	参加資格審査	・ ・ ・ ・ ・	6
9	受託候補者の選定方法	・ ・ ・ ・ ・	6
10	契約の締結	・ ・ ・ ・ ・	7
11	その他	・ ・ ・ ・ ・	7
	別表 企画提案書評価基準	・ ・ ・ ・ ・	9

様式 1	質問書
様式 2	参加表明書
様式 3	事業者の概要
様式 4	参加資格要件確認書
様式 5	企画提案書提出届
様式 6	類似業務受託実績
様式 7	業務実施体制
様式 8	開設準備
様式 9	衛生管理
様式 10	危機管理
様式 11	従事者
様式 12	食物アレルギー対応
様式 13	調整食
様式 14	離乳食
様式 15	コスト削減
様式 16	提案見積書
様式 17	参加辞退届

1 実施要領の目的

西尾市（以下「市」という。）が設置する「西尾市学校給食センター」及び「西尾市こども給食センター」の2つの給食センター（以下「給食センター」という。）における調理業務、配送業務及び配膳業務（以下「給食調理等業務」という。）については、民間事業者の豊富な人的資源やノウハウを活用し、効率的に運営するために民間委託をしている。

「給食」は、児童・生徒等が食事に関する正しい知識を学び、望ましい生活習慣を身につけるためだけでなく、成長過程における大切な時期の心身の健全な発達にも重要な役割を果たしており、児童・生徒等に「安全で安心して食べられる給食」を提供するには、「調理・配送・配膳」の各過程において確実な管理が求められる。そのため、給食調理等業務の受託事業者は、「衛生管理の徹底」や「食物アレルギー対応」など、「安全で安心して食べられる給食」を提供できる技術、知識、実績等を兼ね備えている必要があり、価格だけでなく、給食調理等業務に求められるあらゆる要素を総合的に比較検討する必要があることから、「西尾市給食センター調理等業務」の受託事業者の選定にあたっては「公募型プロポーザル方式」を採用することとする。

本実施要領は、「公募型プロポーザル」を行ううえで必要となる事項を定めたものであり、本実施要領と併せて開示する仕様書、添付資料、様式などの資料も一体として、「実施要領等」と称することとする。

なお、「実施要領等」は、西尾市プロポーザル方式実施要綱第6条の規定に基づき作成したものである。

2 委託内容

(1) 業務名

西尾市給食センター調理等業務

(2) 業務場所

ア 西尾市須脇町高河原 84（学校給食センター）

イ 西尾市吉良町荻原下川田 24（こども給食センター）

(3) 契約期間

契約日から令和13年7月31日まで

(4) 業務期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで（5年間）

契約日から業務期間開始日までは準備期間とする。

予算は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為（令和7年度当初予算）設定済み

(5) 目的及び業務概要

「仕様書に記載する業務」及び「受託事業者の企画提案に基づいた内容の業務」

(6) 委託業務に係る施設の概要

区分	学校給食センター	こども給食センター
開設時期	令和 3 年 9 月	令和 4 年 4 月
建物構造	鉄骨造 2 階建	鉄骨造平屋建
敷地面積	6, 076. 10 m ²	3, 398 m ²
延床面積	3, 536 m ²	1, 475 m ²
システム	ドライシステム	ドライシステム
調理品目	1 献立制 (概ね 2 ～ 3 品目 / 日)	1 献立制 (概ね 2 ～ 3 品目 / 日)
最大調理能力	約 7, 000 食 / 日	約 2, 600 食 / 日
予定調理食数	約 5, 600 食 / 日	約 2, 600 食 / 日
調理稼働日数	約 190 日 / 年	約 243 日 / 年
想定勤務時間	8 : 00 ～ 17 : 00	7 : 00 ～ 16 : 00
給食提供施設	小学校 11 校、中学校 3 校 にしお特別支援学校 1 校 西尾高等学校附属中学校 1 校	保育園 13 園、幼稚園 3 園 (※R9 年度からは、保育園 12 園、幼稚園 3 園)
給食提供開始	令和 3 年 9 月 令和 4 年 4 月 (にしお特別支援学校) 令和 8 年 4 月 (西尾高等学校附属中学校)	令和 4 年 4 月
食物アレルギー 対応調理	70 ～ 100 食 / 日を想定 ※対応方法は除去食 ※除去対象は、食品表示法による 特定原材料 8 品目に特定原材料 に準ずる 20 品目を加えた 28 品 目とする。	50 食 / 日を想定 ※対応方法は除去食及び代替食 ※除去対象は、食品表示法による 特定原材料 8 品目に特定原材料 に準ずる 20 品目を加えた 28 品 目とする。
調整食調理	50 ～ 60 食 / 日を想定	—
離乳食調理	—	100 食 / 日を想定

(7) 提案上限額

2, 383, 270, 000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※ 西尾市給食センター調理等業務委託料の 5 年間の総額

※ 5 ページの「7 提出書類等」の「様式 16 提案見積書」を提出する際は、上記「提案上限額」を超えてはならない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる法人その他団体 (以下「事業者」という。) は、実施要領等の公表日 (令和 7 年 4 月 17 日 (木)) において、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 愛知県内に主たる事業所 (本店又は支店等) を置いていること。
- (2) 「西尾市入札参加資格者名簿 (物品・役務) 2024-2025」の「業務分類 - 営業種目 (中分類)」が「給食」で登録があること。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当してい

ないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 西尾市競争入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱による排除措置を受けていないこと。
- (9) 1 日又は 1 回あたりの給食数が 5,600 食以上の学校給食調理業務（センター方式）の受託契約を継続していること。
- (10) 過去 3 年以内に、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業の禁止若しくは停止の処分を受けていないこと。
- (11) 食中毒、事故等の発生時の対応として、製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に基づく損害賠償義務を補填する生産物賠償責任保険（1 事故につき 1 人当たり 1 億円以上）に加入していること。
- (12) 業務の履行が困難になった場合に備え、業務の継続性を担保できる代行保証制度等へ加入していること。又は、この参加条件を満たし、本業務を代行できる能力が担保されている体制が整備されていること。
- (13) 学校給食法など学校給食関係法令等を熟知し、学校給食及び園給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）」及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年厚生省衛食第 85 号別添、最終改正平成 29 年生食発 0616 第 1 号）」を厳守した業務が遂行できること。
- (14) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされていないこと、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過している又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。

4 スケジュール（予定）

次のとおりとする。

1	実施要領等の公表	令和 7 年 4 月 17 日（木）
2	実施要領等に関する質問の受付	令和 7 年 4 月 23 日（水）から 令和 7 年 4 月 30 日（水）まで
3	施設見学（希望する事業者のみ）	令和 7 年 4 月 26 日（土）
4	実施要領等に関する質問への回答期日	令和 7 年 5 月 16 日（金）正午
5	参加表明書等の提出	令和 7 年 5 月 19 日（月）から 令和 7 年 5 月 22 日（木）まで
6	参加資格審査結果の通知	令和 7 年 6 月 3 日（火）頃
7	企画提案書の提出	令和 7 年 6 月 23 日（月）から 令和 7 年 6 月 26 日（木）まで
8	受託候補者の選定（プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月上旬
9	結果通知（受託候補者決定）	令和 7 年 7 月中旬
10	契約締結	令和 7 年 7 月下旬

5 実施要領等に関する質問書の提出

- (1) 受付期間 令和7年4月23日（水）午前9時から令和7年4月30日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式1）により電子メールで kyosho@city.nishio.lg.jp 宛てに提出
「電子メールの件名」は「質問書（西尾市給食センター調理等業務委託）」とする。
※メール送信後は教育委員会事務局教育庶務課に電話（0563-65-2173（直通））で受信確認をすること。
- (3) 回答方法 令和7年5月16日（金）正午までに、西尾市ホームページ上で公表する（質問をした事業者名は公表しない）。
- (4) その他 実施要領に関する説明会は開催しない。

6 施設見学（希望する事業者のみ）

- (1) 日時 令和7年4月26日（土）
学校給食センター：午前10時から2時間程度
こども給食センター：午後1時30分から2時間程度
- (2) 申込方法 kyosho@city.nishio.lg.jp 宛てに本文で「施設見学」希望である旨を申し出ること。
「電子メールの件名」は「施設見学（西尾市給食センター調理等業務委託）」とする。
本文中に「社名、所属、参加者の職・氏名、参加人数及び連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記載すること。
※メール送信後は教育委員会事務局教育庶務課に電話（0563-65-2173（直通））で受信確認をすること。
- (3) 申込期限 令和7年4月24日（木）正午
- (4) 参加人数 1事業者につき3名まで
- (5) その他 施設見学当日は、「実施要領等」を各自で用意し、また、参加者の「検便検査報告書」を持参すること。

7 提出書類等

この業務の受託候補者になろうとする者は、下記（１）の「提出書類」を作成・提出のうえ、プレゼンテーションに参加し、審査を受けなければならない。

なお、「企画提案書」の作成・提出、プレゼンテーションへの参加等に係る一切の経費は、事業者の負担とする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書等（様式２～４）

提出書類		提出期間	部数
様式 2	参加表明書	5月19日（月） ～5月22日（木）	正本 1 部
様式 3	事業者の概要		
様式 4	参加資格要件確認書		

※「参加表明書（様式 2）」提出後、参加を辞退する場合は「参加辞退届（様式 17）」により、令和 7 年 6 月 2 6 日（木）までに教育委員会事務局教育庶務課に提出すること。

※「参加表明書」に記載した「担当者」を変更する場合には、事前に教育委員会事務局教育庶務課まで文書により届け出ること。

イ 企画提案書（様式 5～16）

提出書類		インデックス名	提出期間	部数
様式 5	企画提案書提出届	提案書	6月23日（月） ～6月26日（木）	正本 1 部 副本 17 部
様式 6	類似業務受託実績	類似業務		
様式 7	業務実施体制	実施体制		
様式 8	開設準備	開設準備		
様式 9	衛生管理	衛生管理		
様式 10	危機管理	危機管理		
様式 11	従事者	従事者		
様式 12	食物アレルギー対応	アレルギー		
様式 13	調整食	調整食		
様式 14	離乳食	離乳食		
様式 15	コスト削減	コスト削減		
様式 16	提案見積書	見積書		

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 「企画提案書」は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現を用いて作成すること。また、事業者自らが実現できる範囲内で記載すること。

イ 提出書類は、各様式に基づいて作成することを原則とするが、様式に準じた任意様式で作成しても構わない。

ウ 副本は写しでも可とする。

エ 企画提案書については、様式番号ごとにインデックスを貼付し、正本及び副本共に 1 部ずつ A 4 ファイル（フラットファイルなど）に綴じること。

(3) 提出書類等（様式 1～17）の配布、提出先、提出方法

ア 配布

令和 7 年 4 月 1 7 日（木）に西尾市ホームページにアップロードしたものを、ダウンロードして使用すること。

イ 提出先

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市教育委員会事務局 教育庶務課 給食担当
電話 0563-65-2173（直通）

ウ 提出方法

上記 イ「提出先」へ「直接持参」又は「特定記録郵便等による郵送」すること。

※「直接持参」の場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

※「郵送」の場合は、発送後、教育委員会事務局教育庶務課に電話（0563-65-2173（直通））で到着確認をすること。なお、提出期間最終日は午後 5 時必着とする。また、郵送中の事故に伴う損害に関しては、市は一切責任を負わない。

8 参加資格審査

(1) 審査方法

市は「参加資格要件確認書（様式 4）」により、2・3 ページ「3 参加資格要件」を満たしているかどうかを確認し、参加資格要件不備の場合は失格とする。

(2) 審査結果

令和 7 年 6 月 3 日（火）頃に文書にて通知する。

9 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

プロポーザル方式による選定とする。

選定委員会は評価点により、受託候補者を選定し、市はその選定結果を踏まえ、受託候補者を決定する。

なお、受託候補者の選定方法は、以下のとおりとする。

ア 各選定委員が評価した評価点の合計が高い事業者から順位をつけ、第 1 位と採点した委員を最も多く獲得した事業者を受託候補者、2 番目に多く第 1 位を獲得した事業者（第 1 位と採点した委員が同数である場合は、その事業者のうち第 2 位をより多く獲得した事業者）を次点者とする。

イ 第 1 位と採点した委員が同数である場合は、その事業者のうち第 2 位をより多く獲得した事業者を受託候補者とする。ただし、第 1 位の数及び第 2 位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い事業者を受託候補者とする。

ウ 第 1 位及び第 2 位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積金額の低い事業者を上位とする。ただし、見積金額も同一の場合は、委員会の採決により選定する。

エ 各選定委員の平均評価点が委員会で定めた最低基準点（120 点）を下回った場合は、

受託候補者・次点者に選定しない。

オ 事業者が1者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、評価点の合計が最低基準点（120点）を下回った場合又は各項目において、11ページ「2 配点基準」において、5段階評価のうち「劣っている」と評価された点数がある場合を除き、この事業者を受託候補者とする。

選定結果は、プレゼンテーションを行った全事業者に通知する。なお、審査内容、評価点に対する異議の申立ては、一切受け付けない。

(2) プレゼンテーション

①実施日時・場所

令和7年7月上旬予定 西尾市学校給食センター（西尾市須脇町高河原 84）

※詳細については、「8 参加資格審査」に合格した事業者に別途通知する。

②実施方法・参加人数

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。ただし、郵送による到着日が同日の場合は、教育委員会事務局教育庶務課が決定する。
- ・事業者は、企画提案書に基づき「20分以内で説明」、その後「15分以内を目安に選定委員との質疑応答」を行う。なお、参加人数は4名以内とする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定対象から除外する。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

10 契約の締結

市は受託候補者と交渉し、契約を締結する。受託候補者が契約を締結しない場合は、次点者と交渉を行い、合意に達した場合、次点者と契約を締結するものとする。

なお、契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。

本契約は愛知県最低賃金の引き上げがあった場合、西尾市業務委託契約約款第10条の規定により、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。

11 その他

- (1) 実施要領等に基づいて提出された企画提案書の著作権は、原則として当該書類を作成した事業者に帰属する。
- (2) 市は企画提案書の内容を当該事業者の許可なく使用できない。ただし、市がこのプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、当該事業者の承諾を得ずに無償で利用できるものとする。
- (3) 事業者は、複数の提案を行うことはできない。
- (4) 企画提案書は、提出期間内に限り補正することができる。
- (5) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

- (6) 市が提示する資料及び質問に対する回答書は、実施要領等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、参加資格はないものとする。
- ア 実施要領等に示した参加資格がない場合
 - イ 「参加表明書」に記載された事業者以外の事業者が応募を行った場合
 - ウ 「参加表明書」等に虚偽の記載をした場合
 - エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
 - オ 2通以上の書類提出がなされた場合
 - カ 参加事業者の公平性に影響を与える行為があった場合
 - キ その他実施要領等に示した条件等に違反した場合
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例（平成 13 年西尾市条例第 20 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (9) その他、本プロポーザルに関する問合先は、以下のとおりとする。

【問合先】西尾市教育委員会事務局 教育庶務課 給食担当（直通電話 0563-65-2173）

企画提案書評価基準

1 評価項目及び配点等

評価項目 (関係様式)		No.	評価内容	評価点 配点
客観的評価項目	市内企業	1	西尾市内に本社、支店、営業所がある。	5
	類似業務 受託実績 (様式 6)	2	「給食センター方式における調理業務」の受託実績	5
		3	「食物アレルギー対応食調理業務」の受託実績	5
		4	「調整食調理業務」の受託実績	5
		5	「離乳食調理業務」の受託実績	5
		6	「配送・配膳業務」の受託実績	5
	見積金額 (様式 16)	7	(全事業者の提案見積金額のうちの最低見積金額 / 当該事業者の見積金額) × 配点 (40点)	40
小 計				70
客観的評価項目以外の評価項目	業務実施 体制 (様式 7)	8	本業務を安定的に遂行するための実施体制等 ・ 事業者の実施体制・運営方針、市が行う事業（仕様書 P16、P39「17 協力事項」）への協力方針	10
	開設準備等 (様式 8)	9	従業者に対する業務開始に係る研修計画 ・ 業務開始に係る「衛生管理、食物アレルギー対応、調整食、離乳食、配膳員」の研修計画	5
		10	業務を円滑に運営するための計画 ・ 市との連絡体制 ・ 業務開始前の「リハーサル計画」 ・ 「配送計画」（仕様書 P6、P29「7 配送及び回収業務内容」に基づく「配送回収計画」）	10
	衛生管理 (様式 9)	11	衛生管理に対する考え方、「食品衛生責任者」の実務経験年数・資格 ・ 衛生管理に対する考え方（予防計画、目標など） ・ 「食品衛生責任者」の実務経験年数・資格	10
		12	従事者に対する「衛生管理」研修計画 ・ 衛生管理の研修計画（具体的な実施方法、実施回数）	5
		13	事故発生時の連絡体制、事故（食中毒・異物混入）対応計画等 ・ 事故発生時の連絡体制 ・ 事故対応計画（事故直後、フォローアップ） ・ 事故防止策	10

	危機管理 (様式 10)	14	災害・交通事故発生時の業務遂行計画・災害時における市への支援方針 ・ 災害・交通事故発生時の業務遂行計画 ・ 災害時における調理施設・設備の復旧作業への支援方針	5
	従事者 (様式 11)	15	従事者の人員体制等 ・ 従事者の人員体制、「責任者」の実務経験年数・資格 ・ 従事者の欠員時の対応 ・ 履行期間中の人員確保策	10
		16	従事者に対するコンプライアンス教育・メンタルヘルス計画・その他の研修計画 (No. 9. 12 に記載したもの以外)	5
	食物アレルギー 対応 (様式 12)	17	「食物アレルギー対応責任者」の実務経験年数・資格	5
		18	食物アレルギーにおいて考えられる「主なリスク」と「その対策」	10
	調整食 (様式 13)	19	「調整食対応責任者」の実務経験年数・資格	5
		20	調整食調理において考えられる「主なリスク」と「その対策」	10
	離乳食 (様式 14)	21	「離乳食対応責任者」の実務経験年数・資格	5
		22	離乳食調理において考えられる「主なリスク」と「その対策」	10
	コスト削減 (様式 15)	23	コスト削減策等 ・ 「学校給食センター」と「こども給食センター」と一括受託（調理・配送・配膳）を活かしたコスト削減策 ・ 「光熱水費」等の削減策	5
	上記以外	24	上記「評価項目」以外の提案	10
小 計				130
合 計				200

(200点満点)

2 配点基準

客観的評価項目

所在地等	本社等の所在地等		5 点
	西尾市内に本社がある	5 点	
	西尾市内に支店、営業所等がある	4 点	
	西尾市在住者を「20人以上」雇用している。	3 点	
	西尾市在住者を「6人以上20人未満」雇用している。	2 点	
	西尾市在住者を「1人以上6人未満」雇用している。	1 点	
類似業務 受託実績	「給食センター方式における調理業務」の受託実績		5 点
	5,600食以上の給食センターでの調理業務実績「複数」あり	5 点	
	5,600食以上の給食センターでの調理業務実績あり	4 点	
	5,600食に満たない給食センター方式での調理業務実績があり	3 点	
	「食物アレルギー対応食調理業務」の受託実績 ※アレルギー除去食は、食品表示法による特定原材料8品目に、特定原材料に準ずる20品目を加えた28品目の対応とする。		5 点
	食物アレルギー対応食「100食/日」以上の調理業務実績あり	5 点	
	食物アレルギー対応食「100食/日」に満たない調理業務実績あり	3 点	
	「調整食調理業務」の受託実績		5 点
	調整食「4種類/日」以上の調理業務実績あり	5 点	
	調整食「3種類/日」の調理業務実績あり	3 点	
	「離乳食調理業務」の受託実績		5 点
	離乳食「100食/日」以上の調理業務実績あり	5 点	
	離乳食「100食/日」に満たない調理業務実績あり	3 点	
	「配送・配膳業務」の受託実績		5 点
	5,600食以上の給食センターでの「配送・配膳」両業務実績あり	5 点	
	5,600食満たない給食センター方式での「配送・配膳」両業務実績があり	3 点	

客観的評価項目以外の評価項目

5段階	配点	
優れている	10点	5点
やや優れている	8点	4点
標準	6点	3点
やや劣っている	4点	2点
劣っている	2点	1点